

南越前町長選挙 福井県議会議員補欠選挙

投票日
2月2日(日)

◆投票

【選挙の日程】

- 告示日 南越前町長選挙（以下「町長選挙」という。）… **1月28日(火)**
福井県議会議員補欠選挙（以下「県議会議員補欠選挙」という。）… **1月24日(金)**

【概要】

町長選挙

候補者のうちから1人を選出します。

白色の投票用紙です。

候補者のうち一人の氏名を書いてください。

県議会議員 補欠選挙

当該選挙区（越前市今立郡南条郡選挙区）から2人の議員を選出します。

オレンジ色の投票用紙です。

候補者のうち一人の氏名を書いてください。

【投票できる方】

年齢要件 平成19年2月3日以前に出生の方

住所要件

○南越前町内で転居された方

令和7年1月9日以前の届出	新住所の投票所で投票できます。
令和7年1月10日以後の届出	旧住所の投票所で投票できます。

○南越前町へ転入された方

令和6年10月23日以前から引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている方	南越前町の投票所で投票できます。期日前または不在者投票の場合は ・町長選挙 1月29日(水)からできます。 ・県議会議員補欠選挙 1月25日(土)からできます。
令和6年10月24日～27日に南越前町に転入し、引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている方	南越前町の投票所で投票できます。期日前または不在者投票の場合は ・町長選挙 1月29日(水)からできます。 ・県議会議員補欠選挙 1月27日(月)からできます。
令和6年10月28日以降に南越前町に転入された方	福井県内の市町から転入された方 転入前の市町の選挙人名簿に登録され、かつ名簿登録後に県外へ転出していない方 ・県議会議員補欠選挙 最寄りの市町の交付する「同一県内居住証明書」を提示して、選挙人名簿に登録されている市町の投票所にて投票できます。（「同一県内居住証明書」がない場合、投票に時間を要します。） ・町長選挙 投票できません。
	福井県内の市町の選挙人名簿に登録されていない方 いづれの選挙も投票できません。
	福井県外から転入された方

○南越前町から転出された方

福井県内の市町へ転出された方	<p>・県議会議員補欠選挙 南越前町に3ヶ月以上居住し、南越前町の選挙人名簿に登録された方は、転出先市町の選挙人名簿に登録されるまで(概ね3ヶ月)の間は、最寄りの市町の交付する「同一県内居住証明書」を提示して、南越前町の投票所で投票できます。(「同一県内居住証明書」が無い場合、投票に時間を要します。)</p> <p>・町長選挙 投票日までに町外へ転出された方は投票できません。</p>
福井県外へ転出された方	いずれの選挙も投票できません。

【投票所・時間】

南越前町投票所一覧

投票日当日は、投票所の混雑が予想されます。
期日前投票をぜひご利用ください。

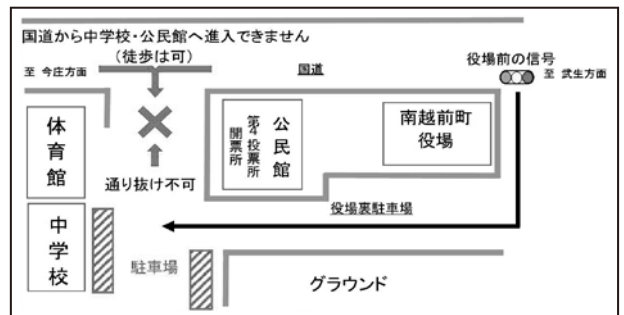
- 投票所 … 町内16カ所の投票所で投票することができます。
- 時 間 … 各投票所により異なります。下記の投票所一覧の投票時間の欄を参照してください。

投票区	投票所	投票時間	投票区の区域(行政区)
第1投票区	南条保健福祉センター	午前7時～午後8時	東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野
第2投票区	南越前文化会館	午前7時～午後8時	下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町
第3投票区	上別所集落センター	午前7時～午後8時	鯖波・奥野々・上別所・関ヶ鼻
第4投票区	南条地区公民館 ※	午前7時～午後8時	東大道・西大道・鋳物師・ほのぼの苑
第5投票区	阿久和区民センター	午前7時～午後8時	中小屋・阿久和
第6投票区	湯尾児童館	午前7時～午後8時	新北府・北府・山王・日吉・天王・稻荷(湯尾)・八幡・旭(湯尾)、八乙女、燧、社谷
第7投票区	古木生活改善センター	午前7時～午後8時	久喜、長沢、馬上免、古木
第8投票区	小倉谷林業集会センター	午前7時～午後7時	上温谷、小倉谷、瀬戸、杉谷、杣木俣
第9投票区	今庄児童館	午前7時～午後8時	荒日・藤倉・白鬚・梅ヶ枝、立石・観音・愛宕・旭(今庄)・稻荷(今庄)、栄
第10投票区	鹿蒜公民館	午前7時～午後7時	南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋
第11投票区	堺公民館	午前7時～午後7時	合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯
第12投票区	宇津尾集落センター	午前7時～午後7時	宇津尾・橋立・広野
第13投票区	せせらぎ	午前7時～午後7時	大良・河内・菅谷・具谷・赤萩・桜団地
第14投票区	河野住民センター	午前7時～午後7時	大谷・河野・今泉・こうの
第15投票区	甲楽城公民館	午前7時～午後7時	甲楽城
第16投票区	糠公民館	午前7時～午後7時	糠・杉山・八田

※南条地区公民館(第4投票所、開票所)ご利用の方

車両通行制限等のお知らせ

中学校体育館の工事のため、国道から公民館への車の進入ができません。
投票および開票の際は、役場裏を通過して、グラウンド前または中学校前の駐車場をご利用ください。



◇投票所入場券を忘れずに

投票所入場券は1枚のハガキに4人分まで記載していますので、1人分ずつ切り離して必ず本人が持参してください。(同一世帯で有権者が5人以上いる場合は、2枚以上のハガキが郵送されます。)

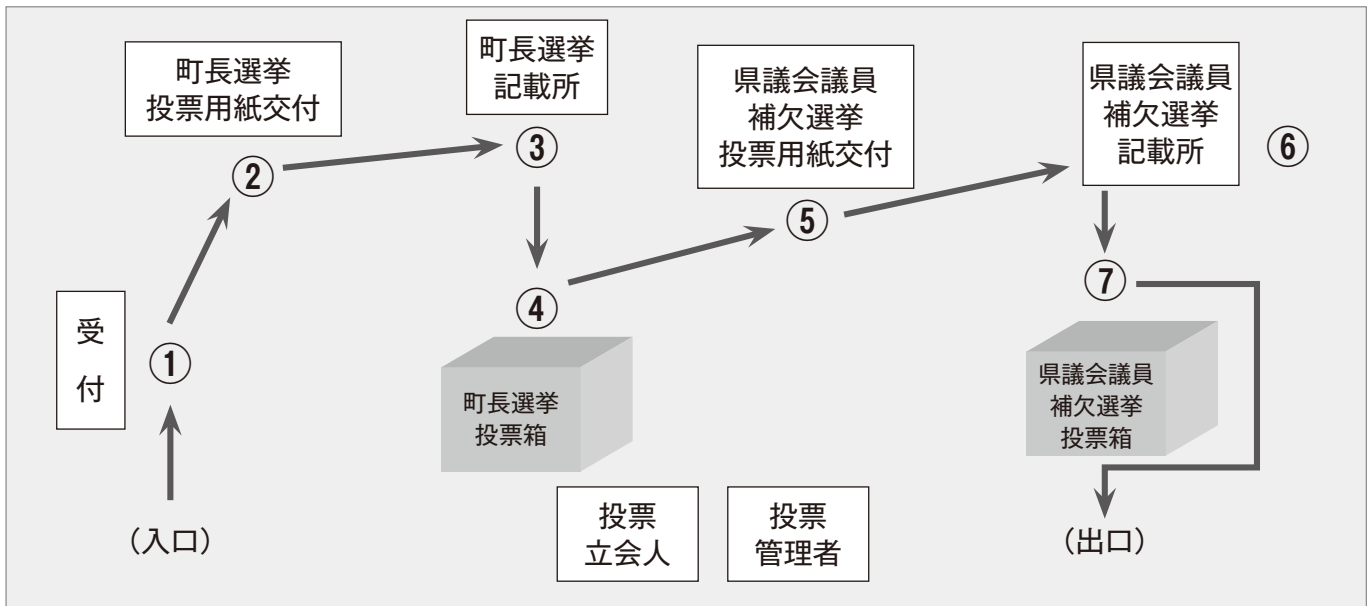
郵便事情により届いていない場合や、紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、投票所の受付係にお申しつけください。

◇投票の順序は

今回の選挙では、2種類の投票用紙があります。

○投票用紙の色

- ・町長選挙 …… 白色の用紙に黒のインク
- ・県議会議員補欠選挙 …… オレンジ色の用紙に黒のインク



※配置はそれぞれの投票所で多少異なります。

投票の順序は以下のとおりです。

- ① 受付で投票所入場券を渡します。
- ② 町長選挙の投票用紙を受け取ります。
- ③ 投票用紙に候補者の氏名を書いてください。
- ④ 投票箱へ投票用紙を入れてください。
- ⑤ 県議会議員補欠選挙の投票用紙を受け取ります。
- ⑥ 投票用紙に候補者の氏名を書いてください。
- ⑦ 投票箱へ投票用紙を入れてください。

※無投票となった選挙については、投票は行われません。

◇開票

○日時… **2月2日(日)** 午後9時から ○会場… **南条地区公民館**

◇選挙公報

選挙公報は、各候補者の公約や経歴、政党などを皆さんにお知らせするためのもので、1月31日(金)までに区長を通じて配布します。投票が行われない場合(無投票)、選挙公報の配布はございません。

選挙公報がお手元に届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。また、南越前町役場、今庄・河野事務所でも配布しております。

◇期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができない方、また、感染症対策のため、前もって投票することができる期日前投票をぜひご活用ください。投票日に18歳になる方で、期日前投票期間中は、18歳になっていない方は、期日前投票はできませんが、不在者投票ができます。

【期日前投票日時・会場】

○日時

町長選挙… 1月29日(水) から2月1日(土)・午前8時30分～午後8時

県議会議員補欠選挙… 1月25日(土) から2月1日(土)・午前8時30分～午後8時

※転入した時期により、期日前投票できる期間が異なる場合があります。詳しくは住所要件をご確認ください。

○会場 … 南越前町役場、今庄住民センター、河野住民センター

お住いの集落にかかわらず、いずれの会場でも期日前投票できます。

【必要なもの】

○投票所入場券 (届いていない場合は不要です。)

○宣誓書 … 期日前投票所に用意してありますので、必要事項を記入していただきます。

町ホームページからも入手可能です。印刷してお持ちいただくことも可能です。

【注意事項】

※投票が行われない場合(無投票)、期日前投票も行われません。

※選挙ごとに期日前投票期間が異なります。同時に投票を行う場合、1月29日以降にしかできませんのでご注意ください。

◇不在者投票

投票所に行くことができない方で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。

※不在者投票の手続きには、日数が必要です。お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

①南越前町の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や出産などで町外に滞在している場合

▶南越前町選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、交付を受けてから最寄の選挙管理委員会で投票します。

②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院・入所している場合

▶施設内で不在者投票ができますので、病院などに申し出てください。

③身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で表1に該当する障害のある方(○印の該当者)または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方の場合

▶郵便投票「自宅のできる投票制度」が利用できます。

表1

	障害の部位	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	(該当なし)
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	-	○
	免疫、肝臓	○	○	○

	障害の部位	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	(該当なし)
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

◇選挙に関するお問い合わせ

南越前町選挙管理委員会 (南越前町役場内 TEL 47-8000)